WASON
HQ
1104
J74+

遞信省認可

明治二十年五月七日刊行

女學雜誌

每土曜日發兌
一册正價五錢
府内無郵送税

第六十三號

東京 女學雜誌社

Digitized by Google
Original from
CORNELL UNIVERSITY

The Women's Magazine.

(JOGAKU ZASSHI.)

No. 63. MAY 7TH, 1887.

EDITORIAL:—Woman as a Public Speaker.

LEADING ARTICLES:—Woman's Education: No. II, by Dr. Spinner; Ladies' Physical Education, by prof. J. Sakurai.

MISCELLANIES:—Japanese Literature: No. II. by H. Suzuki.

CRITICAL NOTICE:—"Western Dress Work" (Seiyo Saiho Kyoju Shio) translated by S. Harada; Woman's Higher Education" (Joshi Koto Kyoiku Ron) translated by S. Hisamatsu.

BIOGRAPHIES:—Lady Jane Gray (II); Miss Fuji (III); Mrs. Willard.

GENERAL NEWS.

ADVERTISEMENTS.

SUPPLEMENT:—The Prize Essays on "Japanese Women's Property."

第六拾參號

●社說　女子の演說

●論說　女子敎育論(獨逸學士スピンナル君)
女子の躰育(櫻井錠次君述)

●叢話　和文學講義(第二)(鈴木弘恭君述)

●批評　原田新次郞氏譯西洋裁縫敎授書の評
○久松定弘氏譯女子高等敎育論の評

●佳傳　シャングレー姬の傳(第二)○忠貞不二
秘錄(三)○ウィルラルド夫人の肖像

●新報　十八件　●廣告

●第四回懸取文始末附錄の五

●珊瑚の珠 (第三十回)

○ビクトルユウゴ曰く十八世紀は男子の問題にして十九世紀は婦女子の問題なり今まや婦女子の運動は法律の前に立て同等を得んとを望み風習の下に臨んでは其束縛より免れんとを要し尚ほ自立の好機會に近き智識上の敎育を收め人身財產の正權を得んとを欲するに在り

○ジョンソン曰く獨居の痛苦は必至避く可らざるものなり結婚上の不幸は偶然の出來事にして常に然るものにあらず之を避くるの方必しも存せざるにあらずとラセラスは白す

○二條院讃岐は源の賴朝の女なりかつて云く世の人は皆な誕生の日を喜めれど妾は反て之をいたむ想へば當日母上の苦勞いかなりしぞと淚落ちて食も咽に下らじ。又或人は母の命日には佛前にて三味線を引き大聲あげて快よげに歌ふ人之に問へば母は子の樂しむを喜び玉ふべければ吾れかくして樂しまば母上さぞやうれしく思さんこれ切てもの供養あらんと云へりと(閑際筆記)

○齊の無鹽君は傳れざるの醜婦なり然も宣王に見へて遂に王后となる昭君は宮中の美ヒなり然も楚王に見えずして胡にやらる

Digitized by Google

Original from CORNELL UNIVERSITY

女學雜誌第六拾三號

明治廿年五月七日

●社說

○女子の演說

去二日府下木挽町の厚生館に於て催したる本社第二回の女學演說會には預てより婦女子にのみ傍聽を許すとして公告したれバ當日定の刻限を遲しとして來會ありたる聽衆一千餘名の方々ハ悉く皆な女流にてありける抑も去年本社の發起を以て催したる此演說會の第一回にも傍聽を婦女子にのみ限るとせし此度も亦た嚴に其仕來りを實行したれば中にハ往々之を異樣の取扱と難じて何故に男子にハ入場を許さゝるやなど詰問ありたる向も見へたり斯の如き詰問ハ素と一々に答辨すべき義務あるものにあらず万事吾人が信ずる所に從ひて事の好都合を計りたるものに過ぎずとの一言ハ之に答へ得て既に充分なるべしと雖も但だ夫れ此の一事に據つて女子の演說に關する一種の大問題を輕忽に定め了らんとするもののあるを見れバ吾人聊か實際の理由とする所を辨論せざるを得ず

蓋し基督敎に於て尊崇する新約全書中には女子が公けに演述するとを宜しからずとするやの文辭あるが故に歐米の婦人も尙ほ公衆に向つて演述するを好まずと聞けバ本社二回の演說會に於て特に貴婦人の辨說を貴婦人に聽かせて男子に傍聽を許さゝる如き亦た或は右に類するの懸念より起りたるものならんと想像して甚しきは女子の公許演說を以て道に適ハざるものと認るもののあるに至ると云ふあり思に之れ大なる誤解にして爲に女權の伸張を妨ぐると尠しとせず斯道の爲に少か辨ずる所なきを得ざる也依てつらつら考ふるに右新約全書中に記載せりと云ふ所の文辭は或は左の數節を指す者に非るやの感あり即ち使徒保羅がコリンタ人に送れる書狀第一の中に

聖徒の諸敎會の如く爾曹の婦女等も敎會の中に默すべし彼等の語るを許さず彼等は律法に云へる如く順ふべきもの也若し學ばんとする所あらば室に在て其夫に問ふべし蓋をんな敎會に於て語るは耻づべきとあれば也

とあり抑も此數節の眞義何如と云へるとは基督敎の隆んに流行したる國々に於ても夙に議論ありたるものあり或は其文面を有の儘に受取りて婦女子は一切敎會の内に於て談論すべからずと云ふものあり或は此數節ハ只だ一地方の人に對して注意したるまでなれば固より之を全躰の女流に及ほし見るべきにあらずと云ふもありたり然るに古來多年の間は前者の解釋

勢力を得て婦女子が敎會内の事を辯論するを許さず只唯所云る律法あるものに隨ひて何事にも從順すべしと敎へたり然ればば公衆に向つて婦人が演說する如きは固より此文中に名言せざる所と雖も之を推して考ふるときは其事更に女德を損するものありと覺へて之をしも婦女子が自ら試むべきものにあらずとは定めたり世人が此數節を解すると既に右に述ぶるの有樣に陷りたるが故に基督敎國多數の輿論は知らず〳〵婦女可默の習慣を禮として延て近世にまで至りたるあり。然るに近年女權大に伸張して議論に實際に男女同等の理を確證するもの數多起り來りてより具眼の士は先づ右に揭げたる數節の眞義如何を疑ひ從來世上數多の人々が信認したる如き解釋は眞正の敎理に反對するものありと辨難し引照檢査の後初て此文辭の意義を明白にしたりと云ふ

蓋し基督敎に於て尊崇する經典に二部あり一を舊約全書と云ひ二を新約全書と云ふ右兩全書は前後千數百年の間に於て幾十人の手に依て成りたるものと雖も意義終始に貫轍して毫毛の矛盾なきのみか前に於て預言する所のものは悉く皆後に至りて實證あり此れ即ち此書が尋常書類に異るの一點にして昔も今も信徒が熱心に之を奉戴して止まざるの所以亦此故にありと云へり然るに保羅が婦女に關して敎ゆる所の意義眞に從來の解釋の如くんば舊約新約の其他の部分に見ゆる明文と矛盾する所あり是れ決して此の神聖なる書籍に就て思ふべき覺悟にあらざるべしとなり

約耳二章の廿八節より卅三節に至る間に云く神いひ玉はく末の世に至りて我わが靈をもて凡ての人に注がん爾曹の子女も預言すべし……其時我わが靈を我僕なる男女に注ん彼等も預言すべしと」此舊約書中の預言は新約の時代に至りて多少實證あり先使徒行傳廿一章の九節に據ばピリポに預言する四人の女あり皆な處女なりと見ゆ女は既に男子と均しく預言するの力を賜ふ程なるに何如で一汎の敎事を人の前に述ぶるの力あらざらん況して實際既に此力を賜ひたる上は敎會の内に於てこれを口にせずと云へる如きは當時の景況を思合はせて甚だ覺束なき想像なり特に路加傳二章の三十六節乃至三十八節に據ればパヌエルの女アンナは夜も晝も神殿に立つて凡ての人に此事(キリスト誕生の事)を語れりとあればいよ〳〵以て女子が敎會内に談論すべからずとの敎の普通ならざるを知るべし又彼の數節を記したる同一の保羅は羅馬書十六章の一節に於て我ケンクレアにある敎會の執事なる我儕の姉妹フィベ

を闡明にすヽむと明言し同章の三節並に提摩太後書四章の十九節に於てアリラの妻プリスキラを夫の前に置て之に安きを問へと書記したり此等の二句すでによく婦女子が教會の内外に道を述ぶるの正當なることを證し得るものならん然らば吾人若し保羅の所説を從來の習慣の如くに解釋せば以上に掲出したる二三の證跡と既に矛盾する所あるが上に保羅自身の言論に於て前后に不同を見るの不都合を生ずるが如し之れ決して聖書あるもの〻中に於て有るまじき者と認るに付て保羅が謂ふ所の婦女可默の教ハ恐くハ普通一汎に對して述べたるものにあらざるを知る也

コリンタ書中に保羅が説述したる所の眞義既に如此しとせば之より延て婦女子が公衆に向ひ演説するを不可とするの理由あるべきにあらず然るに實際に於てハ歐米の婦人今に至て尚ほ自ら之を試ることを屑しとせず多くは只だ女流の聽衆に對してのみ敢て演述するの趣あるハ何故なるかと問ふに之れ蓋し數百年間の習慣一種の禮式と爲つて以て婦人社會を制するに由ると云ふの外あるべからず若夫聖書中の教之を禁ずれば也と云ものあるに至てハ最早之を今日に於て承知すべからざるの解釋と認めざるを得ず然れバ吾人が今ま女學演説會なるものを催すに際し聽衆を女流に限り主會を婦人に委頼し吾等その會の事務に立關ハるものも尚ほ厭嫌して席隅に隱居したる所以ハ一に此禮式なるものを顧るの外差したる理由あらざるもの也而して我國現今の姉妹が平和に其權力を收め得んと欲するに當りてハ此類の禮式を遵奉すること亦た甚だ大切ならんと信ずるが故に敢て猥りに歐米文明の地の習慣を破らず反つて之に從ふを以て今の日本婦人に適應するものと認るもの也讀者もし吾人の微志を察せバ幸ひ甚しと云ふ

● 論說

○女子教育論（第二回）　獨逸國學士　スピンテル

食膳の時刻は之を一定せざるべからず而して其時刻の外は一物も小兒に與ふべからず菓子の類は小兒の爲には毒と異なるとなし決して小兒に自ら恣にするの考を抱かしむべからず

眞に小兒を指揮するは兩親の任なり小兒の强情心は必らず之を抑制して兩親の意に隨はしむるようにすべし蓋し强き項も尚ほ唯だ弱齡の時に於て挫く事を得るものなり

衣服に至りてハ暑を忍び寒を凌ぐの行に慣らして以て身躰を强固にすと云へる主義をば誤て用ふる事勿れ誤てば則ち爲め

に不治の病痾を引起す事あり然れども亦た鍾愛其度を誤るべからず甚だしきときは軟弱に陷り前途を妨ぐる事あるべしすべて小兒の衣服は輕便と質素とを旨とし且つ余り暖か過ぎざる品を着させて以て新鮮の空氣中に遊ばしむべし又其頭髮には香油の類を塗らしむべからず小兒の働作には秩序を定めしめざる可からずかの蓐に就き晨に起くる事等に至ては殊に然りとす凡そ小兒は活潑なるを善とす時に或は仆て叫ぶ事あるも敢て省みるに足らず又童兒女兒をして共に遊樂せしむべし少時童兒と共に生長し童兒と共に相踊舞したる女兒は後日大概最良の妻女たるを見るなり此の如き時此れ宜しく女兒の爲すべき所にあらずと道ふを休めよこれもし眞に其性に適せずんば彼等自ら之を止むべきなり

以上の單純なる原則は他日の教育の基礎となる者なり健康は天下無上の財產なり女兒にして健康あらずんば其前途亦た期すべからざるなり他日娘子家を出でゝ世事に接するに方り平時壯健なる女子の幸は果して何如ぞや蓋し健康なる者は活潑事に從ふを好めばなり健康は又女子の一美質なり此美質たるや彼の粧裝粘白の啻に人をして悅ばしめざるのみならず却て厭忌せしむるが如きものに非ざるなり故に健康と云へる神の賜を保てる婦人は高齡に及ぶまで氣力少壯なる者なり故に世の母親となり敎育の任に當る者は常に力の及ぶ丈は娘子をして先づ身躰の健康を得せしめ從て亦た精神の健康を保たしむる事を務めざる可からず

小兒は多くは常に活動せん事を嗜むものなり小兒既に步行する事を學びたる時は務めて此嗜好を充たしめざる可からず即ち小兒は常に働らかしめざるべからず否らざれば小兒不機嫌に陷り惡行に流るゝ事猶は成人無賴の徒の無爲にして不善を爲すが如なるなり而して女兒の作業を撰ぶ事難きにあらず人形或は家具又は厨器の玩弄物等は最も女兒の天性に適當したる者なり成人亦た小兒と共に遊樂せざる可からず閑坐せよ靜止せよとて小兒に命ずる程無理なる請求はあらざるべし身を小兒の事に委ね其微〻たる思想を諒了し其欲する所を聽かざるべからず天下の廣き此點に至ては一國も日本に勝る處あるべからず世人日本を呼で小兒の樂土と云ふ者ハ其謂なきにあらざるなり若成人能く小兒と相共に遊樂する事を解せずんば不平涕泣强情隨て起り甚しきに至ては懶惰放逸に流るゝ事あり眷屬の模樣により小兒の働作の嗜好を滿足する能はざる場合に於ては之を善良なる幼稚園に遣すを良とす尤も幼稚園

の中訓導不良なるに會へば小兒の身躰及び精神の發達に大なる惡結果を來たす事あるが故に亦た愼まざる可からざるなり

次に女兒の敎育上に始終主とすべきは順序を正しくすと云にあり事々物々其時を差へず其場所を誤まらざるを要す不規則は默許すべからず不順序は看過すべからず小兒は善く他人の所爲を眞似る者にて女兒は殊に然りとす母親若し絲條或は紙片の床上に散亂するを拾ひ上ぐる時は女兒も亦た從て其母の爲す所を爲す者なり凡そ家居規則正しからざれば其家繁榮に赴く事なしとす家居に方則あるものは頭中亦た必ず秩序ありて心中自ら明白平和なり若し否らずんバ不滿不快依て以て起る事とはなるなり而して秩序を立つるの習を造くるは小兒の時にありとす壯年に及では則ち能はざるなり

夫れ從順と嚴重とは秩序中の二要件なり人若し小兒を以て小き半神なりとし完全無欠の者にして矯正を要する事なしと爲さば太だ誤まれりと云ふべし兩親の小兒に對するは先づ其思想の確乎なるを要す世の人の父たるもの小女事を願ふに當り易く其動かす所となる者多し之れ甚だ不可也令を出だすは宜しく簡短なるべし其實行を促すに當て決して寛大に過ぐべからず禁制宜しく酷に失すべからず小瑕細瑾必しも之れを擧て非らざるなり唯だ兩親命令を出せば從順立に行はれざるべからず譴罰を要するの場合に際しては決して憚慮する所なかるべし屢々聲音眼光の善く人を罰し人を責むる事敢て身躰上の懲戒と異る事なきを見るなり唯善く其兒を愛する人亦た能く兒を懲戒す即ち之を嚴格に養育し遂に善良の人たらしむ唯善く人の命に從ふ事を習ふ者亦た能く後日人に命ずる事をなす眷屬の間には必ず一の德義上の權力存するあつて此權力には眷屬盡く服從し殊に小兒は低頭して決して抗論する事能はざるべし　（未完）

○女子の躰育　櫻井錠二述

左は三月九日東京高等女學校に於て敎授櫻井君が演述ありたるものゝ筆記なり今ま請ふて之を次に掲ぐ

私は兼て主幹箕作君の御依賴に應じまして今日貴孃方の爲に何か話しを致す譯でありますが私は誠に話下手でありますから此段は豫て御斷り申置きます。

扨て私は近頃少々考へて居ました事もありますが是等の事柄は既に先日來穗積矢田部等の諸先生より委しく御話しになりまして今日私の訥辨を以て又候同じ樣な事を申述ても餘り面白くもありませぬ故に今日は少々事變て女子の躰育と言ふ題

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

にて暫時の間貴孃方の御聽を煩し度存じます。

女子の躰育と言ふとは實に重大なる問題にて中々私如きものゝ能く論じ盡くし得べき所ではありませぬが、その一日も輕忽にすべからざるを感じまして、今日茲に持出した譯であります。

抑も躰育と言るとは、女子に限りて必要だと申す譯ではありませぬ、躰育が女子に必要なれば男子にも矢張必要でありませう、去ば何故に私が今日殊更に女子の躰育と申とを茲に持出しかと御尋でありませう、其譯は男子の躰育は既に多少世人の注目する所となりて、或は何學校の運動會と稱し或は何塾の遠足會と名付て、角力、綱引、フートボール等の遊戯を爲し或は隅田川にて舟の競走を催すなど活潑なる遊戯は随分盛に行れまして實に悦ばしきとでありますが、是に反して女子の躰育と言とは丸で打棄てある様に思われます、是其理由の一であります。又二ッには、男子は生長の遲きものにて先三十位までは骨肉共に生長するものなれ共、女子の方は之に反して生長速く丁度貴孃方の年頃が最も大切であります故に、貴孃方が今日に於て躰育を惰たらるゝと後日大なる憂を生じませう。

先づ私の話を新橋のステーションから始めませう、新橋のステーションに滊車が着まして乘客が車より下て來るのを見ますに、著しく眼にたつとは西洋人の身高くして骨格善とと、日本人の身低くして骨格惡きとであります、勿論之れは新橋のステーションに限りたとは御坐りませぬ、夜會にても音樂會にても凡て西洋人と日本人と打混りたる場所にては常に此事が眼に付きまして我〻の甚だ遺憾とする所であります。

西洋人は日本人に比して其身高くして骨格善而巳ならず其强壯なるとは中々我々の及ぶ所ではありませぬ、而して其精神の活潑なるとも遥か我日本人の及ばざる所であります。

扨て西洋人と日本人との間に、其身の高低と云ひ其骨格の善惡と云ひ其身躰の强弱と云ひ又其精神の英鈍と云ひ此の著しき差のあるは抑も如何なる譯でありませう、其原因は様々ありませうが、先づ私の 考 にては、第一には衣食住の別、第二には運動の多少であらうと思ひます。此諸點に善く注意したらむには日本人と雖も遠らずして西洋人に近き人種にならふと思われます。而して衣食住の改良を實施するは他日一家の奥様となるべき貴孃方の責任であります、又人種改良の重き責任も他日母親となるべき貴孃方にあります

私はこれより衣食住と運動の事につきて少々申述ませう。

第一食物の事。食物は先づ餘計に食べる方が宜ひか又は少く食べる方が宜ひかと申しますに、是れは食べ過るも宜しからず亦食べたらぬも宜くありませぬ、併し何かと言へば先食べ足らぬ方が餘計に悪るくあります、元來食物は何の爲に之れを要するものでありませうか、我々は毎日手足を動かし身躰を勞し又腦髓を勞しますが故に我身に餘程の損じを來たします、丁度衣服を久しく着れば破れ損んじて着られなくなる樣なものであります、其の日々の損耗を償ふが爲めに毎日食事をするのであります。又第二には我身躰より斷へず熱が散て居ます、其熱と申すは手短に言へば食物が躰内で燃て生ずるものでありまして即ち我生命を保持するには必要なものであります、此の日々消費する所の温熱を償ふが爲に亦食事を要する譯であります、丁度ストーブに時々石炭或は薪を入れなければストーブの火が消へると同樣であります。併し此二ッの理由は充分生長を遂げたるものゝ食物を要する譯でありますが貴孃方に於きましては、此外に尚一ッ重要なる理由があります、即ち生長の爲め骨肉製造の爲めに食物が必要であります、故に若し貴孃方が食物を充分に上りませぬ時には其多分は身躰の損じと温熱の消費を償ふ爲に取られ殘る一小部分しか生長の方に向かぬ譯でありませう、或は甚しき場合では生長の全く止まることもありませう。然るに我邦の從來の習慣として御孃樣奥樣は成丈け小食なるを貴び御膳粒をたてにして一粒づゝ口に入るゝ樣な仕付に成て居ましたものなれば是れ或は我婦人の小さなる一源因かも知れませぬ、兎に角食物の不充分なるは甚だ悪るひことゝ思ひます。

次に、食物の量より其質に遷りて少しく御話致しませう。我日本の婦人(貴孃方は先づ取り除と致しまして)は兎角お芋だの冬瓜が好きでありますが是れは成丈け止めて貰ひ度ふ存じます、元來食物と申すものは先きにも述べました通り一つには身躰の損耗を補ひ二つには躰温を保ち又三つには骨肉製造の材料となすべき爲のものなれは、成丈は滋養分を要するは勿論のことであります、然れば此滋養分を肉類の如き之れに富みたるものより求むる方が得策でありますか、或は芋、冬瓜の如き滋養分に乏きものより求る方が得策でありますか、無論肉類の如きものを食する方倍々得策なるとは貴孃方も御承知でありませう、併し其理由は如何でありますか、元來芋、冬瓜の如き物は滋養分に乏きが故に身躰の要する丈の滋養分を得

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

るには餘程多量を食せねばなりませぬ隨て多量の無益物を消化せねばなりませぬ、而ふして之を消化するには血液と勢力とを要するものなれば無益物を消化するが爲に貴重なる血液と勢力とを無益に費さゝるを得ませぬ、是れ即ち精神の發達或は骨肉製造の礙となるべきものなれば生理上の不經濟と言ふより外ありませぬ。

西洋にヴジタリアンと稱して野菜物のみを食し類肉魚類は一切之を食せぬと言ふ主義の人があります、又下等社會にては主義のある譯ではありませぬ金の無いところから主に野菜物を食ひ肉類は勿論魚類にても至極稀れに食するものが澤山にあります、今此種の人間と常に肉食する所の人とを比ぶれば、甲種の物は常に身低く其身躰柔弱にして其精神も亦不活潑でありますが之れに反して乙種のものは其身高く筋肉善く發達して其精神の活潑なるとも遠く甲者の及ばざる所だと申すとであります。

今ま日本人を西洋人に比すれば、其食物は餘程滋養物に乏ひと言はざるを得ませぬ、而して其身低く其身躰の强壯ならざる其精神の不活潑なるを見れは彼と我との差は多く食物の別より生じたるものと思れます、何んとなれば右に述べましたる如く同し人種の中にても食物の別に依て此差を生じますればなり。

動物に於ても矢張同樣な事實があります、例へば牛は常に滋養物に乏き所の草を多量に食ひますに因て其消化器は實に大きく而して其足は割合に小さき故に身躰の重さを支へるが爲に夥しく勢力を要し加之多量の無益物を消化する爲に亦多く勢力を徒費す、故に其餘ます所の勢力は甚だ少々であります此譯を以て牛は實に懶惰で又實に不活潑なる動物であります。

之れに反して牛と殆んど同種の動物なる馬は、豆その他滋養分に多少富みたるものを食するが故に其消化器は割りに小さく隨て消化の爲に費す處の勢力も割りに少なければ其運動の活潑なる其精神の英敏なる遠く牛の及ばざる處であります。

又私は此頃上野の動物園に行きましたときに氣が付きましたが、肉食をする彼の虎の子は實に活潑にして斷へず獸圈の中を彼所此所と動き廻て居ますが之に反して羊とか綿羊とか云動物は其懶惰なると實に言語に斷へたる程であります(未完)

That the principle which regulates the existing
Social relations between the two sexes—
the legal subordination of one sex to the other—
is wrong in itself, and now one of the chief hindranses
to human improvement.
J. S. Mill.

●叢話

○和學講義　第二回

鈴木弘恭

今回は貴孃等に第一に有用なる日用文に付きて雅俗の差別と其の文法とを先づ示し申すべし

新年の御慶申あけまゐらせ候」（一節）まづ〱皆〻樣御そろひあそばしめでたくぞんじまゐらせ候」（二節）次にこなた一同かはり候事もこれなく御心安く思召下さるへく候」（三節）さては年の始の御ことふき千とせをかけていはひあげまゐらせ候めでたく〱かしく」（四節）

是は通俗日用文の内年賀の文なり全文を四節に區別すべし第一節は冒頭なり第二節は主なり第三節は客なり第四節は結尾なり冒頭とは全文の發端に於て文中の概意を述べ端緒を示すものなり主とは文中の主旨なり即ち第一の要用を示すものなり客とは主に添て云ふべき事柄なり今假りに客と名付く結尾とは一篇の意を結べる所なり日用文の如き短文にても斯樣の區別はあり是を文法と云ふ此の文を雅文に譯すときは

年のはじめのよろこびごと〔ヲ私ガ〕きこへあげはべりぬ」（一節冒頭）まづは〔アナタノ〕御かた〱そろはせられ〔私ハ〕よろこばしうおもふ玉ふる」（二節主）これにもいさゝかかはることそはべらねは〔アナタノ心〕やすらけくおほし給へね」（三節客）さてはとしの始のことほき〔ヲ私ヨリ〕きこえまゐらせんとてかくなん〔申上ル〕あなかしこ」（第四結尾）

又通俗文の内花見に誘ふ文

文して申上まゐらせ候」（一節）先以誰樣御始御機嫌よく入らせられめでたくぞんじまゐらせ候」（二節）さて今日は隅田川の花見に午後より參り候へども思召あらせられずや」（三節）相伺まゐらせ候かしく」（第四結尾）

是も全文を四節に區別すべし第一節は冒頭なり第二節は客なり第三節は主なり第四節は結尾なり上の文と此の文とは主客を前後に置き替へたり此の如く前後にしても決して妨けなし作者の隨意なり是れを雅文に譯せば

ふみにて〔私ガ〕きこえあげはべりぬ」（一節冒頭）まづは誰の君をさきとして〔其ノホカモ〕みけしきうるはしうれはすらんと〔私ガ〕うちよろこび侍りぬ」（二節客）けふなん隅田川の花〔見〕を〔私ガ〕思ひたちはべれど〔私〕一人にてはわたらしくこそ〔思フ玉フレ〕まひるすぐる頃より〔アナタモ御出〕いかゝにや〔アラン〕」（三節主）うちつけなるわざにはあれどかくなん〔伺ヒ申ス〕あなかしこ」（四節結尾）

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

是等の類なりさて通俗文中に「〻」とかくは「令參候」と云三字の甚た草躰にありて一字の如く附接したるなり古文書に「しなゝ」とかけり誰なのなは様の字の草躰なり古文書に「な」又「な」とかけり「かしく」は「かしこ」の轉言なり或は「かしこ」とかける「こ」の字を「く」とかき誤りたるにや草躰甚た相違し是れは「カシコシ」と云ふ義にて男子の文の結尾に恐惶など書くと同意にて敬語なりさて此の所にある「めでたく」と云ふ詞は其の意を誤りて用ゐ來れり此のことは上に云へり故に雅文には此の如き所に此の詞は用ゐざるなり

さて雅言に「はべりぬ」と云ふ「はべり」は「はべらん」「はべり」「はべる」「はべれ」と良行四段に活用する詞にて敬語なり元と貴人の傍に在ることを「はべる」とも「さむらふ」とも云ふ則ち「侍」の字をかくは「伺候」するの義なり俗文にかく「ゝ」の字は「候」の字の草躰にして「サフラフ」も「サムラフ」も同言なり故に「侍る」も「ゝ」も敬して云ふ時に添て云ふ詞にて此の詞なくても文意は欠くることなし亦た多く用ゐても妨げなし「おもふ給ふる」は敬語にて俗に存じ奉ると云ふ義なり「さては」ハ雅俗通じて用ゐる詞なり上を受て下を起す所に用ゐる詞にて俗に「然シテマア」と云ふことなり「あなかしこ」の「あな」は咏嘆詞にて物に感心したるとき發する聲なり俗に「アヽ」と云ふに同じ「うちよろこび」の「うち」は添詞にて詞の上に添て云ふのみ別に意なしうち出るうち見るうちわらふなどの如し「ことほぎ」は「ことぶき」と同じ祝賀の義なり「きこ邊」ハ申すと云ふこと「きこ邊まゐらせん」は申し上げんと云ふことなり「けふなん」「かくなん」など云ふ「なん」は「ぞ」と全く同じ則ち「けふなん」は今日ゾ「かくなん」は如此ゾと云ふことなり「あたらし」は惜しきことなり「うちつけ」は卒爾なり「うちつけに」は卒爾にと云ふに同じまづ俗文と雅文との差別はかゝる類なれば此の他は推して知るべし今貴嬢等は小學生徒等の類ならねば悉く擧て示さずとも此の例を推してさとるべし

○批評　（第二十二回）

(25)女子高等教育論　中本一册（百六十二頁）定價六十五錢　發兌所　東京上槇町八番地　六合館

此書は獨逸國近世の學士ヂウリング氏が著す所の者を久松定弘君が反譯ありたるものなり第一章に女子の修むべき學科の區域を論じて第六章に實業の目的に必要なる豫備學を論ずるに至る迄で論鋒ことごとく當時獨逸國の教制宜きを得ずして一汎の教育を誤まらするの弊を痛み以て女子も亦た同樣の損失に會はんことを憂ふるにあり或は大學の教師を罵り或は其教

授法の宜きを得ざるを非り放論殆んど憚る所なし蓋し著者の盲よく之を勇にしたるものか但だその議論の主旨女子に實用の高等教育を施して無益なる語學藝術を學ばするを不可とするにあり至極適當の言ありと雖も要するに全卷の注意よく獨逸國に適して當今の日本に餘り關係あらざるものと云ふべし

(26)。西洋裁縫教授書　中本二册(合三百三十頁)定價一圓　發兌所京橋廣小路町万里堂

此書は明治十一年の頃川勝利八氏が出版ありたるものを高橋嗜氏が此頃に至りて飜刻ありたるものなり本篇には尺線の論身躰の論等を初めとして格好、裁方、諸種それ〳〵の心得等を細論し之を六卷に分ちて卷末には各裁縫用の横語元文を附錄さる又第二卷の附錄には凡そ八十六頁に數百の細圖を掲げ本篇に論述したるものを一々圖解したり又譯文少しく流暢を失し横語元文の對譯ことに又穩當ならざる所ありとの評もあれども此類の書中外に如此く完備したるものあるを見ず

● 佳傳

○ジャン、グレー姫の傳　(其二)

噫々如何なる人にてもあれ斯くおてやかなる姫君におよやかに待遇なさるゝ時は其心自づから和ぐべき者なるに伺ほ飽くまでも苛厳にして強顔かりける雙親の御心の内こそ大理石の堅さにも優るなるべしさは云ふ者の邪は正に勝たず正好く邪を服す如何に此の殘忍なる虐待と無酷なる處置も閑雅なるジャン姫を屈する事能はず益々姫をして閑雅に身を處し熱心に書物を研究せしめ遂に其結果や家は地獄にあらざるかとまでに至らしめたるは是れ將た誰が罪ぞや世の父母たる者少しく鑑みる所あるべし」此の柔和なるジャン姫には未だ御齢も長け給はざるに世に比類なき敬神の御心深く其頃の右も左をも分け目なき極端なる宗教改革者の如く無妄の事を好ませ給はす好く宗教の旨を解して平和の處置を好み給へりさは申すもの、道理を以て改革の理由を正だし人情を以て其時期を論ずるの適當なる當時の學識ある僧正も博才なる男兒も數歩を讓られたりと此の故に從兄弟にてましますエドワード六世王はジャン姫が天然に備はれる温良恭儉なると神學に驚く可き鋭利なるとを愛でいつくしまれ折節は面會などありて改革したる宗教を辨護し且つ廣布すべき才智を供へたりと賞せさせ玉ひにき亦或る時はウェストミニスタルの僧正フェッケンハム氏は當時有名の學者にして姫が無二の尊敬者なれどももし宗教の論戰將來に起る事もありなば此の人に向て豪放なる戰を

試むべき人は唯姫君一人のみありとまで賞せられたり其後エドワード王には假り染の病の床に打ち伏させ次第に身瘦せ衰へて醫藥其効なく今や浮世を去んとするのとき詭計に富みたるノーサンバランド公が宗敎の利益となるべき事なりせば遺言狀は愚かなりメレーの君及びエリサベツに與へたる王位相續狀をも取り捨て賜わるべしとの計策を左も理りげに王に說き進められたるは此の熱心なる宗敎改革者則ちジヤンの姫君にてありき此の頃メレーの方はいだく舊敎の宗敎に固執し給へるもエリサベツの方には御性質謹愼なるが上にも好く機により變に處するの御才智にも富みたれば養女とならせ給ひしジヤンの姫とは同なじ新敎を奉じ賜へり此にエドワード王子はノーサンバランド公の計策を是と思召されしも古の例もあり世の人の譏りも如何かと案じ先つ判官に計りて其說を聞かばやと存せしに判官は皆メレーによりて己れの說を贊成せざりけりされども王には其意を貫徹せしめばやと遂に高等法院のモンターグを始めとして諸判官に調印せしむるに至れり後にて聞けば此の時衡平裁判所のサアーゼームスヘール氏には前說を取りて調印せざりしと

其後幾程も立たざるにエドワード王には崩じ給ひければノーサンバランド公ノーサンプトン侯グランメルサツフーク侯及ひ侯の夫人等相謀りシホンと呼れたる王臺にジヤンの姫を迎へ參らせ比しく叩頭して先王エドワードの特許狀及び英國の習慣によりて御身は巳に權利ある英國の女王にましますぞと申されたり」さなきだに姫君の此の館に入られしよりふと驚きたる風情にて肝心も御身に副はず唯夢の浮橋浮き沈み淵瀨をたどる心地して如何なる事をなすやらんと心もソヾロにあらざれば此の語を聽てより一層御膽消へさせられ一度は絕へ入らせ給ぬらんと見へたり稍やありて人心地もつきたれば玉なす淚拭ひもあへずメレーの君より外に此の國に正き相續人とてはなき者を如何なれば其他の人々が斯くも非望を企だてなさるゝぞと更らに動く心も見へざりけりされども元來姫君には貴紳の志に反對を有する心はありなから飽まで之れを維持するとの出來さる御性質にてありければ其父君母上に國家人民の信用なれば王位に即く可きの義務ありと命せられ淚と共に勸められたる夫ギルフアートの語も止み難くましてや僧正及びノーザンバランドの御身の即位は敎法及び王法にも適合せる至當の權利ありとの敎もありたれば遂に

若し萬か一王位相續の權利の妾に存し侍る者ならば噫々神

聖ある上帝よ汝の名譽は愚かなり英吉利斯國の安寧と幸福とを進めらるべき樣治む可き權利を授け賜はれとこそ云ひける

女王ジャンの姬君には其翌日華美ある粧ひにてタワーと申す所まで進まれ次で亮々たる樂器の音と共に倫敦に入りて登所の旨を布告し王位に上りたるや僧正ライトレーはセントポールスの十字架上にジャン姬の王位に登りたる理由を證明せんかため勸告の文を說かれたり此の時倫敦市中廣しと雖も顯然たる反對を唱へし者は酒店の子キルフアドパンド一人ありしのみ

されど又此れ等の人々ハ未だ國民多數の一致を得ず輿論ハ一般にメレーを王位相續者と認定せるにも係ハらず日々反逆の商議をのみなしたりける未た公然王位に即きしと云ふにあらざれども內々王位に即きたる後十日計り經過せし頃父君より突然一國及び王位の簒奪を計らずして一個人たる地位に滿足すべしと告げられたり貴女にハ之れに答て妾ハ王位に即かんを希望せらるゝよりハ王位を離る事を希望せらるゝの優るを信ぜり妾ハ一國及び御身毋上の爲めにしもあらざれハ決して斯の如き事ハ爲さゞるべしと云ひけり

夫れ斯の如き有樣あればジャングレー姬の王宮ハ恰も獄中に比しかりしあるべしさても此の年十一月の三日と云へる日に貴女夫婦及び其他の連類者ハギルドホールトの高等法院に召換せられ再三吟味の後其罪を發見し撿察官を以て死刑に處すべき者と公訴せられたりされど女王メレーは刑罰を施行すべき名義あきを以て暫く堂內の自由を許されけり其頃先王エドワード王子ハ故意にジャン姬を王位に即かしめんとせし者あれば敢て其の人に罪あるべきにあらす夫故貴女及びダドレーハ別に罪科あしとの信仰世人一般の感情にてありける（未完）

○忠貞不二秘錄（第三）

さても不二は弱る心を鬼にして嗚呼我ながら惑たりかく鬱々と何つ迄も憂苦の內に浮沈して若や病に終りなば我身が跡に誰かよく志を繼者あらんやいざ快く姦婦を刺御家の爲に根本の毒を去り又衆人の難儀を救ひ申しなば死とも生るが如くあらん父母に先だち奉る不孝の罪は深くとも却て父母の名を顯なば孝の一端と云可と思定めて身を起し父が先年與たる用意の懷劍取出し鎺本より鋒まで瞬もせず熟視袖にて拭雨三回鞘に治めて身拵へ立んとせしが待て暫時若し早まりて仕損

しなば犬死也と氣を鎮め熟々思へば來る某の日父の當直と覺えたり御面拜して今一度問はず語りに今生の御暇乞ひ申し上げ且奥方へも餘所ながら心靜に御目通り而後に本望を首尾能遂げば其塲にて自害をせんと獨言其日遲しと待居たるは勇々鋪も亦た哀れなり右に記せる趣は見聞せしには有ねども烈女の心かく有んと推察て認ぬ如此而九月二日の朝山口團治は當直とかや不二は早より起きいでゝ沐浴結髮紅粉し朝伺ひに出にける心の中ぞ如何ならん幾年情淺からぬ水と魚との君臣が是れぞ此の世の別れとは知ろし召ざる奥方は御身のゆへの薄命に憂きを忘ん人とては不二を何つ迄御側ばに杖へや柱と思し召し御在心ぞ嗟嘆と明さぬ胷の暇乞哀れなりける次第也夫れより御前を退て父の詰所へ尋來平常の口義事濟て猶父側に居ければ團治はそれと氣も付かずや用も有るやと尋るに否々左には侍らねど今年は時候いと惡しきに御年老身は朝夕に風寒暑濕を御厭日々召上る物とても時ならざるは御除き和かなるを召上れ其上萬づ何事も御心つかい無き樣に只管慈愛し玉へかし近き日の内奥方の又々御下げ被下可し母上樣や弟へ乍憚可然に仰上げられ玉はれなど甚懇に申し置き立つ足數躊躇て父を暫時熟視我部屋へこそ行けるは永訣離となならんとは知る者とては無る可し程なく再び出來る花の顏婀娜柳の腰の嫋妖なる平常に不異粧の下たに衣たるは白小袖に南無妙法蓮華經と書き記し首に珠數を打掛て帶に懷劍藏もつ其の甲斐々鋪き出立は跡にて人々驚ぬ斯而側室豐浦が部屋に尋ひ云けるは今御閑にて御在なら暫時御逢被下と慇懃にこそ述ける其時に侍女の豐浦は結髮わりければ暫時扣へ候えと對へもいとゞ權柄に婢もて云はせけり相待つこと半時許某候への朝た粧の濟しなる可し漸に靜々として出で來れば數多の女中扈從ひ敬ひ尊ぶ有樣は奥方よりも威増せり疾くこなたへと呼び入れて何事なるやと尋るに不二は手を付き首を下乍憚内々にて申上度きことなれは御側に座居人々を御除け被下玉はれと聞て豐浦不詳顏何事あるか知らねども今日にも限る間敷ければ後日に咄し申されよ我身も少し用有と欲遁ば不二は微笑て御用の御邪魔幾重にも御氣の毒には侍れども我身が願の一通りあまり手間とれ申す間敷何卒御聞被下と述る詞の柔かなる猶も額に皺をよせ未晝前のことなるに甚わたゝしき用哉と不機嫌の色顯れて左右を拂ふ御三間二人が舌戰一時餘何事をかさゝやくやらん其内豐浦の聲荒らかに我身少しも覺なし畢竟其方が何にをか知らん疾く噤らずやと云ければ不二が聲にて答樣人は知ら

ぬと思はるか我は今迄僞て愚かと見せしは其方の毒氣を避ん爲にして多年の始末一々に皆記憶て有ぞよと半も云はせず豊浦はよし〳〵何に共云はゞ云へ更に覺の無ことぞ定めて奥方と心を合せ我を寃に落さんと計ひたると覺へたり此旨某侯へ申上げ程なく思知らせんと云つゝ其座を避んとせしに不二は怒の聲烈しく覺なしとて免す可きあの毒藥は何事ぞ言分あらば承ほし如何に々々と問詰る常に異なる勢ひにさすがの豊浦對なく席に居かね間の襖間はたと引明け逃んとすれハ不二ハすかさず上衣の裾をしつかと引止め豈逃とて逃す可き奥方多年の御鬱憤今こそ思ひ知るべしと帶に藏せる懐劍を拔んとすれば豊浦も手早く裾振離し狼藉者ぞ人集と呼つゝ猶も逃んと奥の間さして驅入るを逃はせじと不二も亦共に飛入る閾の内晃々然たる氷の刄胸を目差し手の内の少違しけん下た腹を拳も通れと脊の方ゑ鋒白く貫けば嗚と叫んで倒るゝを止め刺んとする所に最前よりの物音に耳を欹つ大勢が集來々々推し隔て不二か手足を捕もあり紅に染みたる豊浦を肩に引掛け立ち退くを不二は斯よと見ゟ早く持たる血刀取直し自害なさんとする折柄重なり合ふたる大勢がはやひし々々と縛たり（未完）

○マーリー、ウヰルラルド夫人の肖像

左に掲ぐるは米國婦人禁酒會の會頭ウヰルラルド孃の母君なるウヰルラルド夫人の肖像なり夫人は若き頃より既に禁酒の事を大切と認めて自ら之を守らんと主張ありけるが當時は侚ほ之を聞て憫笑するものゝみ多く甚しきは君もし斯る企あらば一生誰としも婚姻すべき折を失ひ玉はんとまで嘲りたる人もありたる程なりしが其膝下に育てたるフランセス孃は今まや米國二十萬婦人の會頭となつて晝夜禁酒の事に奔走し爲に酒を賣るの禁令を所々に發布させたる程の有力なる働をぞ現はしけり然れバ夫人の齡今は既に八十二となりて最早老ひ玉へど其愛孃に斯の如く志をつぐものな

りては亦た遺憾あらざるべきなり

● 新報

○第二回女學演説　去る二日午后二時より木挽町の厚生館に於て催したる本社第二回の女學演説には開會前聽衆堂に充滿したるが悉く是れ女流の方々あれば樓上樓下錦花相映じて甚だ立派ある上に一千五百名の多人數が寂として微聲をだも發せざりしは眞に淑女の集會ありと思ハれて先づ床しかりき講談の上には左右に松竹の盆栽を立たせ前に躑躅花切島道權の室咲を並べ机上に服、靴、の見本を置き倚ほ數箇の寫眞繪物等を備へて正面の壁にハ人身比較の圖兩幅をぞ掛けたりける扨ても定刻と相成れバ會主矢島かじ子(婦人矯風會々頭)の指圖によりて開會の英歌を連唱し樂を奏して之に合はせたり次に巖本善治は上帝に女權の伸張を感謝し且つ其の祐助を祈禱して引退けば復び音樂朗吟ありて則ち辨者の方々壇に上られたり先づ第一席には醫學博士ケルセー孃健全及躰育と云へる題にて演述あり横濱二百十二番共立女學校の卒業生鈴木みつ子之を譯す第二席には婦人矯風會の書記佐々木豐壽子婦人文明の働と題して演述あり第三席には又同會の會計たる海老名みや子日本の姉妹に勸むとして相述べらる最後の第四席には櫻井女學校の教頭ツルー夫人同校の教師峯尾榮子の通辨を以て善良ある模範の價値を論辨ありぬ以上四席の演説は其席に二名の速記者を置て悉く筆記せしめたれば例の如く續々本紙上に掲載して讀者の覽に供ふるとせし茲には之を畧す何れも皆あ當今の女流に必要の問題あるのみか婦人にして斯る公衆に演説あるを承はるは此地に於て未曾有の事とあれバ聽衆が謹愼に注意して聽聞ありたるは宜べあるとあり然れど右演説の合間には悉く英歌和歌等の連唱あり其都度ヲルガンの奏音朗く々として響き渡れば皆々心を慰めて退屈の摸樣も見へざりける斯て四時四十分に至り主會者の祈禱を以て恙なく會を終りたり抑も此日の催しハ事々に意外の好結果を得て本社が兼て相待ちたるの望にだも越ゆるを得たるは一に主會、辨士、及び音樂朗吟を擔當ありたる築地四十二番女學校生徒の方々の厚意至れるに因るなり謹んで茲に之を謝す

○慈善會議定員の決議　慈善會に於て物品賣捌を婦人供に委托あらんとするの計畫ある赴につきて前號の社説に少か卑見を相述たる處右は至當の順序を經て決議を得たるものにあらざるやの由にて去三日更めて會議あり遂に前の計畫を全癈さ

れたりと聞く道の爲に尤も慶賀すべき者と云べし此事に關し○○○○君々來報を辱したる書束を左に掲げて此事件の由來を明にすと云ふ

東京府養育院慈善會に於て物品賣捌を藝人に托し候由承り慨歎の餘窃かに其筋の人に忠告致候儀も有之候處前號女學雜誌の御高說を拜讀致し只管感佩仕候儀に有之候然る處本日鹿鳴館に於て議定員夫人方の集會有之右藝人を用ゆるは全く議定員夫人方に相談無之以前撰擧會に於て理事者の取極め候所に有之由依て伊藤伯爵夫人を始め會內の婦人方一同より自分等慈善の擧を爲すに藝人輩の贊助を借るを要せず且つ藝人共を以て此擧に與らしむるは婦人の位地を傷け慈善の趣意に悖る事故此規則を採用す可らざる旨を主張せらるゝ人々多く中には右の如き主義に據り開會せんとあらば寧ろ退會して其身を潔ふせんとの決心の婦人方も多く婦人方の集會にては是迄に無き氣象をあらはし至極快よき集會に有之候由然るに閉會前にいたり總理大臣も參會せられ婦人方の意見を一々贊成せられたるを以て全く前の仕組を一變し會員の婦人にて一切受持候事に決議して先刻散會致候由右は女學雜誌に痛論有之會員たるものは理事者の匆卒ある取計の爲め大に慚愧迷惑いたし居候事故右集會の摸樣の大畧仰上呉候樣某夫人より依賴有之若し次號に其大要御掲載被下候得ば定めて會員供も滿足いたし候事と存候(下畧)　三日夕

巖本老臺研北　○○○○

(右故ありて送狀者の姓名を除く編者白)

○遊廓の法律　去月二十八日警視廳の布達を以て娼妓出稼規則其外に改正を加へられたるが之が爲め是迄二十歲以上にして娼妓出稼をなし無期限の者は五月一日より契約書を書替へ同月より向ふ滿三ヶ年間の期限に改め三年目に至らば必す廢業するとあり又是迄十五歲未滿の者へは娼妓鑑札を附與あらざりしを改めて十六歲未滿の者となされたり其上稅金取立方の改まりしより遊廓の各營業者は非常の狼狽にて吉原の引手茶屋三十二軒は既に廢業屆を出したる程なりと云へり何れも喜ぶべき變化と云ふべし近來我政府が妓樓取締の法律改正の事にやうやく着手さるゝに至りたるを見るは眞に賀すべきものあり

○橫濱共立女學校　同校にて四日間の試驗ありし趣は前號に記し置たるが其際全科を卒業ありたるは左の九名の方々あり

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

大原みの、米澤みの、鈴木みつ、湯淺みつ、塚本ふじ、土田常、三浦みき、エメコーンス、リナエフホルト

又廿八日の夜七時半より催されたる練修の會は終始悉く英語にして一句の日本語をも交へざりしは他の女學校に於て多く類を見ざる所あらん扨當夜諸氏が相勤めたる役割及び修練の順序は左の如し

PRAYER.

Bible Recitation. Intermediate Class.
Music—Sing ye Jehovah's Praises—Choral
Annual Newspaper. 山根、日下部合編及朗讀
Music—Children's Hymn.
Essay. 米澤みね
Music—"Lo the Golden Morning Breaks"—Duet, Trio and Chorus—Adapted from Handel's—"Joshua."
Original Dialogue. 鈴木みつ、湯淺みつ、三浦こう
Recitation "The Stranger." エメコーンス
Essay. レナエワルト
Music—Nazareth—Vocal Solo. エメコーンス
Essay. 塚本ふじ
Music—Shall this life of Mine be wasted?—June, "Linus."
Recitation—"His Rest shall be glorious." 吉田せき
Music—Heller's Copricietto—Piano Solo. レナエワルト
Essay. エメコーンス
Recitation—Cardinal Wolsey to Cromwell. 片桐やそ
Music—"If with all your hearts"—Vocal Sole—from Mendelssohn's "Elijah." 大原みの
Essay. 土田つね
Music—Sonatina by Kuhlau—Piano Solo. 木嶋その
Recitation—Cato's Soliloquy. 鈴木しん
Music—Selections from Haydn's "Creation"—Piano Duet, with Solo & Choral Singing.
Valedictory. 大原みの

斯て卒業證書の授與、ピアソン女教師の勸話、ありて後ちヘボン氏の祝禱を以て閉會したるは十時をや〻過る比ありき斯て別室にて氷菓の饗應あり皆な歡を盡して歸る同校は數多ある女學校中にて英文學に於ては最も進歩せるものなりと承りたるが當夜の景況を見て彌よ之を知り轉た感服の念を加へたり但し或人の評に此夜朗讀ありたる數多の論文は文躰甚だ相似たるのみか大抵說教的の口調を備へたるが爲め來客をして悉く素服を着くべう思はせたりとあり然れども之れは則ち此校に神學敎育の多く行はる〻結果なるべし

○婦女子亦國民の友　去三日午后六時國民の友發行者湯淺德富兩君の招待により富士見軒に集りたる人々は矢野島田田口植村小崎海老名の諸君を初めとして凡そ四十餘名あり禁酒の小宴會にして甚だ愉快なる集りありしが此折國民の友として

亦婦人九名の臨席ありたるは眞に吾人の慶喜する所ありき然れは宴後尾崎久松小崎海老名の諸氏交も立つて日本國民の友たるべき覺悟を最とも爽快に演述ありたる末此貴婦人諸氏は民の友として今夕此に同集するを得るの運に會へるを謝し尚ほ其方々が發起によりて成れる婦人矯風會の事業を同友の諸君が賛助ありたき趣を望まれたり

○婦人矯風會　米國婦人禁酒會の會頭フランセスウィルラルド孃は此頃其の寫眞一葉を東京婦人矯風會へ宛てゝ寄贈ありたり吾人も亦た其複寫一葉を得たれバ後號に於て其圖を掲ぐべし。尚同會の大演説會は來十三日夜七時半より木挽町の厚生館にて催さるべく辨士ハ星野光太、伊勢時雄、宮川經輝の三君と定まりたり

○面接談話小集　今度豐田芙雄子等婦人十四人宇川盛三郎君等男子十三人の發起を以て設けたる男女交際の小會は來る十一日午後七時より富士見軒に初會を開き晩餐後の談話小集を催さるべし

○唱歌傳習所　今度東京府廳構内の尋常師範學校を假用し唱歌傳習所なる者を設立せしに付き年齢十九年以上三十歳以下にして學校教員の職にある者若くは唱歌教員志望の者ハ來る十日迄に履歴書を添へ府廳へ出願せらるべし尤も授業時間ハ毎日午後三時より二時間にて授業料は一ヶ月金五十錢なり

○華族養蠶所　内藤新宿御料地内の同所にてハ最早蠶兒を發生したるが例年は福島縣より教師を雇入れし所今年よりハ同所の掛員及び同御料地内住居の華族方令閨令孃の手にて飼養する事となりたり

○陸軍洗婦　其筋に於ては陸軍々人の寡婦及び遺族者をして陣營にありて軍人の衣類を洗ふ洗婦に充て尚其洗婦をして歐州赤十字社へ加入せしめ戰爭の節ハ軍隊に隨從し負傷者の看護及び衣類の洗濯等をなさしめんと目下協議中なりとか聞く

○府下の雜件　日本音樂會ハ今日午後八時三十分より虎の門の工科大學中堂に於て總稽古を催す筈◎牛込區の產婆一同ハ今度組合を設け役員を撰擧せしが組長ハ福田せん子、副組長に岡田多賀榮子、幹事に松浦やゑ子、永尾兼子、田坂かよ子が當撰せり◎小石川橋内の馬術練習所の教師ハ馬術に有名なる山島氏、助教は神保氏にて殊に山島氏の娘輝子ハ婦人乘馬の教授に勉強する故貴婦人の入門多しと聞く◎神田元佐久間町の小谷野頁之介は多年苦心して此程漸く鳥毛を以て洋服地を織出すとを發明し廣く之を海外へ輸出せんとて右の見本を添

Digitized by Google　　Original from CORNELL UNIVERSITY

へ農商務省へ專賣特許を出願せしが頗る美麗にて女裝には至極適當の品なりと◎華族女學校にてハ今度理化の二科を加ふ

○大坂婦人慈善會　大坂の官吏紳商等の令閨令孃ハ今度自製の物品を府立博物場内に陳列し其利益を以て窮民救助及び貧民子弟教育の費途に充てんと企て之を婦人慈善會と名け來る廿一(土曜)廿二(日曜)の兩日開會の豫定なりと云ふ

○栃木婦人協會　同會ハ去二十四日宇都宮清巖寺の本堂に於て其發會式を執行せしが先最初の發起者より開會の旨意を述べ次で篠崎スヾ子杉浦サダ子の風琴(螢の光)を奏し了りて三科コト子同會の旨意を演説し祝辭二三あり夫より篠崎スヽ子ハ縣知事の夫人直子の祝文を代讀せられ了りて幹事を撰擧せしに塙ハマ、三科コト、篠崎スヽ、杉浦サダ、桐山ヒデ、の五子當撰し又奏樂及び木村芳樹氏の演説あり後赤飯折詰を供し夫より松本操貞、加藤寶松兩氏の風琴(羽衣、櫻狩)大塚由成氏の演説、篠崎杉浦二子の風琴にて全く閉會せり會員ハ十七八の妙齡より三十迄の婦人多きを占めたれども中にハ老婦人も見え總會員九十餘名の内當日七十餘名の出席ありと云へバ次會よりハ尙一層の盛んなるを見るべし但惜むらくハ當日縣知事の夫人樺山直子の都合ありて出席なかりしを

○各地彙報　滋賀縣大津學校長勝川寶太郎氏は大津に女學校と幼稚園とを設けんとの計畫中なり◎三重縣久居警察署長渡邊警部にハ今度同地の貸座敷を勸誘し女工場の設立を謀りしに何れも此事の今日に急なるを悟り此程愈よ設立に決したれバ不日工事に着手するよし◎神戸の産婆一同ハ今度組合を設けんとて其儀を兵庫縣廳に伺ひ出しに速かに規約を起草し出願の手續に及ぶべしとの指令ありしにより直に之が起草に着手し出來の上總代として小山キヌ、森本シゲ、濱本ミチの三子より此程出願したりと云ふ◎長崎港の基督教會にてハ男女二學校を設立せんと已に工事中なるが女兒學校ハ同地大浦東山手十四番にて最早建築濟となり目下内部の作事中なれバ日ならず落成すべし

○巴里大學生　佛國巴里府分科大學聯合會に於てハ此程千八百八十五年十二月廿八日の布告第十四條に從ひ書記ラウヰス氏の調査に係る學事年報を文部卿に呈出せり今其女子に關する要領を抄出すれバ即ち左の如し(本年四月三十日官報抄出)

巴里大學生ハ合計一万六百七十九人にして其内女子にして學生たる者醫科大學に百　八　人法科大學に一人理科大學に四人文科大學に五十一人ありて其數合計百六十四人なり

●日本婦人授産策答文（接于前號）

を婦徳の要なりとするを以て接せざるとき毫も異ならず尋常一般の婦女子に在りては稍其制限を緩なるが如しと雖とも多くは皆な他の家に行かす他人と語らざるを以て常となせり抑も男女相愛するは肉躰上の交と心意上の交とに論なく天稟の性情なり天に翔るの鳥地に居るの獣何物か其雌雄牝牡を慕はざる者あらん若し雌、々と居り牡、々と居る時は毎に搏噬攫奪を為すや疑ふ可らざる事實なり況や萬物の靈たる人間に於てをや而るに我邦の世敎風俗之を許さず思ふに其餘弊なる猥褻を恐るゝの點より事の爰に至りしとなる可しと雖共其餘弊を防くが為に遂に大切なる男女の交際迄も杜絶するの謂れは万之れある可らざるとなり抑も此の世敎風俗は漸次進歩し來り遂に女、々相交はるの道に至る迄無きに至れり之を以て婦人の智識は之を男子に比すれバ遙に劣等に立つに至れり智識にして既に下れは勢男子の為に凌駕せらるゝは當然なり既に凌駕せらる男子と共に財産を管守し職業を等して比肩し得んとするも得べからざる事なり之を以て賤妹等は婦人をして授産を得せしめんとせバ吾々婦人姉妹をして社會上の壓制を解き廣く人士と交際せしめ世間の事情に通曉せしめは或は商法に或は職業に從事せしむるも其蹉跌なきに至るべきを知る也

惟ふに吾々婦人と雖共其智識を勵磨するの方法を得たらんには別に男子と懸隔するともあらざる可し米國にに於ては各省に奉仕する婦人官吏は四千餘人の上に出で或る一部の事務に於ては男子の及はざる程なりとは貴社雑誌の證明せらるゝ所なり而もして學校教員、宣教師、國會議員の候補者等に選擧せられたる者もありしとは諸君の熟思せらるゝ所なる可し又た英國の如き驛遞電信局等の各官衙に奉仕する婦人一千餘人ありと云ふ夫の佛國のラウランド夫人の如きは自ら其黨派の巨魁となりラウランド氏の内務卿の職に居るや窃に其政畧を翼賛せし事ありと云ふ又た我邦に於ても源頼朝の后政子の如きは頼朝を輔けて創業の天下を經營せしと尠きにあらずと云ふ去れは吾人婦人なり迚男子と至大なる差等あるべからざるなり且や男子は能く剛强の事業に耐るも緻密なる事業に拙なり婦女ハ其性軟弱なりと雖共能く緻密なる事業に適應するは婦人特殊の性質たれば或は一部の事業に向ては男子の上に出るとあるや必せり既に或部分にして男子の上にあるとあり其の授産を得ざるの道理あらざる可し依て少妹は婦人にして智識を得る以上は其授産を得るは勿論のとなる可しと信ず

第二　習俗を改良して授産の道を立るを論ず

我邦の習俗として中等以上の者にして子女を擧くるときは未た數日を出ざるに産衣と唱へ其の生家は勿論其父母の親家幷に他の親戚等々數襲の小袖を作りて其稚兒に贈るを例とす此の小袖たるや縮緬、繻子、米澤糸織等の者にして一襲の費概ね金拾四五圓内外に下らず此費用實に尠しとせず父母亦此の多數なるを見て最も榮なりとし得々揚々たる者の如し抑も人文の進むに從ひ人生の奢侈に移るは數の免かれざる所なりと雖共未た其子女を教育するの資金すら備はらず且其子女へ對して一箇の資本なきに徒らに此等無用の事業に費やすは最も不可なる者なり少妹以為く若し此費用をして之を貯蓄銀行等に托する時は其婦女生長の時に至らは以て一箇の資本とするに足る可し且又此れに類する無用の費用極めて多し就中婚姻の

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

儀式の如は徒に其外觀を裝ひ一時に數千金を費やすに至り而して其婦女に對してハ一緡の金額だに所持せしめざるに至る是畢竟婦女に資産を與へざる習俗上ゟ遂に無用の費用を爲すに至る者なれば宜く婦女に資財を與へんとす今日に於は之を改良せざるべからず聞く西洋諸國の如き婦人の婚嫁する多少財産を持參せざるはなく其財産なき者ハ婚嫁せざるに至ると我邦の如も速に此良風俗に摸倣せざる可らざるなり少妹は倚爰に産衣貯蓄の概算を算出して其の忽諸に附す可らざるを示さんとす而して其之を積算するに上等なる者を卅圓とし中等を廿圓とし下等を十圓と看做して積算せし者なり

元資	年度	利子割合	元利積數
三十圓	二十五年	八朱	二百〇五圓四十五錢五厘
二十圓	仝上	仝	百三十六圓九十七錢
十圓	仝上	仝	六十八圓四十八錢五厘

第二　早婚の弊を矯めて授産の策を立るを論す

早婚の弊は單に婦人の授産上に大なる弊害あるのみに關はらず衛生上及ひ智識の發育上至大なる妨害ある者なり我邦の婦人ハ大約年齒十七八に達するときは充分なる婚期の熟したる者なりとし婚嫁するを常とす試に見よ慈母の膝下を離れ小學校に通學し其敎育を終るの時ハ滿十四年なるを以て已に十六年(滿年にあらず)に至る小學校ハ普通敎育に從事する所なるを以て之にて敎育を終れる者にあらざるハ勿論のとなり然るに早く已に婚期の熟したる者なりとするときハ實地の經驗なきのみならず家事經濟の何者すら未だ辨識せざるの時なり如此き不完全なる婦人をして授産の策を成さんとする豈に付べけんや且や身躰未だ强壯ならざるときに於て婚嫁するときハ生理上遂に發育の期を誤まり身躰の軟弱に陷るは當然なり身躰の軟弱ハ授産上に向て大なる弊害を醸成するは是れ亦勿論のとなり歐米諸國に於ては婦人廿四五乃至八九年にして初めて婚嫁するを以て一般の風習なりと云ふ我邦に於ても早く此弊害を改良して歐米文明國の風習に摸倣せざる可らざるなり

第三項　敎育を改良して授産の策を立てんとを論す

前節にも論述したる如く我邦の敎育ハ只管支那風を摸倣したるを以て男尊女卑を以て其の敎育の主義となし吾々婦人をして卑屈順從に陷らしめたると實に明狀するに忍びざる者あり之を以て吾々婦人ハ男子と對等の地位に立つ能はず從て授産を受くる能はざりき去れば婦人をして授産の策を立んとならば敎育の主義を改良し婦人の心性を開發して卑屈の精神を矯正せざるべからず其の改良の方案たる曩に貴社雜誌に於て外山正一君の論述に係る如く我邦婦人の敎育をして耶蘇敎師の手に委ぬるは此上なき良方辨と云ふ可し是れ少妹が喋々論述する迄もなきとなり而して少妹ハ倚之に加ふるに婦人の敎育をして高尙の學文は暫く措き實際に應用せらるべき敎育を先にせんとを希望するなり大凡一般學文の實際に應用乏きハ世上に充分なる裨益を與ふる能はずと雖ども就中婦人の學文等の如きハ未だ幼稚の地位に在るを以て勉めて實用に應用せらるべきものこそ最も望ましきとなり是れ婦人の授産上に取りて最も必要なる者なればなり

第四項　工業上より授産の策を論す

工業を隆盛ならしめ産物を增殖して輸出を增加するハ國家の利益尠なからざるのみならず婦人の授産上に取りて大に利益

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

する所あらん少妹は山梨地方に生長したるを以て幸に本地方産物の養蠶、生絲、織物、等の事業を知れり以上の産物たる地方全般に産出せず地を畫して之ありと雖とも其産出する地方婦人の如きは今日東洋卑屈の世教あるにも關はらず他の地方婦女子よりは夫婦權力の差等甚しからざる者の如し抑も此等の婦人と雖とも東洋卑屈の世教に薫化せられざるにあらず其の世教に薫化せられながら其所爲に於て然らざるは其實際生計する所の收入其夫と略同き者あるが爲なり今日世上婦人の權力を擴張せしめんとする論者ありと雖とも婦女をして授産の策を立てすんば羽なくして穹窿を翔けしめんとする者と一般言ふ可く行ふ能はざるなり去れば工業を隆盛ならしめ婦人をして其餘響に浴せしめば婦人の發達實に思はざる者あらん而して又た少妹は婦人授産の上に就て婦人製出の産物にして輸出最も大ならんことを希望す而して其輸出の産物たる日本の産物を以て西洋人の必需なる摸擬品を製造せんとを欲する也惟ふに男子には男子適應する職業あり婦人にも亦然るならん聞く泰西諸州にては男子に能く爲し能はさる事業にして婦女に特殊なる技藝數種ありと即婦女は性質溫順なるを以て緻密なる技藝は却て男子の上にあるなるべし之を例するに彼の裁縫、編物、刺繍、押繪、組絲、紙細工等の如き充分なる熟練を要せしめは男子の及はざる特異の技藝となるを得べし且古來より婦人に職業ある歐米の如きは婦人の技藝も數多あるべきとなるべし抑我邦の婦人をして此等の技藝を敎へしめ以て東洋賃銀ある低廉の稱呼ある土地の倘其最低に在る婦人賃銀をして之を製造し其製品を輸出するに至らは其物品は必らず低廉なるを以て忽ち需用の途を得るに至らん需用多ければ輸出從て增加す輸出增加せば婦人の職業增加せん職業にして隆盛ならば必ず其報酬の增加を來さん其報酬にして增加せは授産の策求めずして得るに至らん

苟も婦人をして授産の策を得せしめんと欲せば須らく此の點に注意し歐米の需用品中日本婦人に適應の職業を求めて之を婦人に傳へ而して其事業をして蹉跌なからしめんとを計畫せざる可らざるなり婦人授産の策即ち婦人をして財産を得せしむるには此方法に由らしむるを最も得策たる可きを信ずるなり且つ又た之に次て必要なりと思惟する者は婦人商工塲の設置之なり泰西諸國の例を徴するに紅閨等に於ても官民擧つて本塲の設立に盡力しアルバイド、アーデルト、なる女工會社あり店頭に摸本を示し或ハ物價を表示して女子工藝の競爭を誘起し之か爲に大に女權の伸暢を發達せしめたりと云ふ瑞典に於ては「カビタン」なる商工塲あり有志者の設立に成りて大に盛大なりと云へり我邦の如きも是等の例に倣ふて本塲の設立ありたき者なり少妹は今ま簡單に其設置の方法を述へんに本塲の設置者は世上に最も信用を有する人を欲するなり而して本塲に從事する婦人は本塲の風儀を以て其品行を方正ならしめ世人をして本塲に從事するハ榮擧なりと云ふの思想を懷かしめんとを要するなり而して本塲たる工塲に商品賣捌塲を附隨せしめ工塲の工女中品行職業優等なる者を抽で丶賣捌所へ出して商品を賣捌かしめ漸次商法の何物たるとをも見習はせて以て他日商業者とするの方法を誘導すべし是れ亦た現時我邦の婦人をして授産をなす必要なるなりと信ずるなり

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

第三節

第一項　結論

嗚呼少妹は冗長の拙文を編次し遂に數項の多きに至る固より其當を得さるは自ら知る所ありと雖とも區々の微衷止む能はざるより事の爰に至りしなり今亦其所論の大意を述へんに少妹の思惟する所は授産の策を講せんには先づ授産を妨ぐる者を除かざるべからず若し授産を妨ぐる道を防かずして單に婦人をして財産を博取するの道を得せしむるも底なき器に水を盛るに異ならず去れば婦人に授産を得せしめんには財産を進取するより寧ろ財産貯蓄の道を講するを以て授産策の最も得たる者なりと信せり之を以て數項の論説多くは財産保護の必要を論し最後に至り外國の摸擬品を製造して其收入を增し併せて婦人商工場を設置し婦人をして商工事業に練熟せしむるとを論せり貴社亦少妹と同意見を持するや否や

●丙點の一　　横濱戸部町五丁目　桑　ふで

皇國の一大美術と稱めはやさるゝ煙火を見られよ其夜間打揚くるものは月となり星となり又柳となり皆自ら火光を發し灼然人目に映じて之を悅ばしむる仕掛也其晝間打揚る者は雲となり龍となり又傘を出たす杯孰れも大陽の光線を借りて初めて形象物躰を眼目に視取らしむるの趣向なり今試に其自ら光輝を發して大陽の光線を要せさる者を晝間に揚け之れに反して大陽の光線を借らざれば其現象を顯發するとの出來難きものを夜間に打揚けたらんには決して觀者の喝采を博すること能はさるへし是煙火の性質を知らずして其仕用法を誤る者と言はさるを得ず今や日本婦人授産の策を講せんとするに當ても先つ精密に婦人の性質を推し究め更に今日吾國の狀體を觀て論辯するに非されは恐くは其當を得ると難かるへし

抑も男女の資質は自然相異なる所ありて其精神及筋骨の發達も同しからざるを以て其發達の最上點に達するものは必す男子に多くして婦人に少きか如し試に詩歌、書畵、彫刻、音樂、歷史、數學、理學、哲學、軍師、名將、等の數門を分ち男女兩性より幾何名つゝか優等者を撰拔して比較する時は其優劣は述ても比較になり難かるへしとそ西洋の學者も申したることもありき又先年某の社中にて日本十傑なるものを廣く世間に投票せしめたりし際も一傑の婦人だに得ることなかりき又婦人の得意としてなす所の事業たる和歌、音曲、舞蹈、裁縫、織工の如き部門を設け其優等のもの各々壹名つゝ投票せしめたらんにはこれ亦一人の婦人を得べらとはつら〳〵覺へざるなり

世間の平均に男子は女子より其精神並に筋力の大に優等なるは偶然に出たるものには候はず實に解剖的の造構及生理的の作用に基因するものなり人類の血液中には赤血球と白血球との二種の細胞ありて血液中に混し血管内を流通して身體各部を榮養する者なり其赤血球の作用と申すは肺臟に流泳する時は空氣中の酸素を接取し組織間より接取したる炭酸を放散するにあり扨又其赤血球の組織間を流通する時は組織の退壞に依りて生したる炭酸を接取し空氣ゟ接取したる酸素を之に分與し以て新陳代謝の機能を發起せしむ如斯身體に緊要なる赤血球を男女に就て檢するにヒールチルト氏の算定する所を以て見れは男子の血液は一ミリメートル中大約五百萬の赤血球

社告

通信女學講義録

第一卷去十五日發兌

●朝野新聞評 通信女學講義録は彼の女學の進歩に熱心なる女學雜誌の主筆巖本善治氏の管理する所にして既に一家の妻となりて家事向万端に忙はしき婦人の學校に入りて就學する能はざる者の智識を進めんとの親切に依りて發行する者なれば家事に追はれて學校に出入する能はざる婦人方は一本を購ふて他人に後れざる樣勉強ありたし

●毎日新聞評 此卷は女子生理、育兒心得、文學一斑、萬國史畧、西洋女禮、問答談話等に分ちて孰れも簡易明瞭に說き頗る婦人の獨學に適切したる良雜誌なり尚ほ毎月一卷づゝ發刊して家內經濟、女禮案內、理學一斑、其他有益の件を逐々記載して諸科講述の終りし後は更に高尚の學課に移る筈なりと云ふ

○右講義録一冊二十錢郵送稅を要せず半年前金一圓也

第四回點取文成績

女學雜誌社

第四回點取文題(日本婦人歎)に對し答文を寄せられたる者都合十四通中女流の手に成る者四通あり點撿の後左の三氏を甲乙丙の受點者とし各預定の賞酬を呈す

甲點 信濃諏訪郡長地村 牛山升子
乙點 伊勢多氣郡八木戸村 小竹啓三郎
丙點 越後西頸城郡糸魚川 吉岡福藏

第五回點取文題

女學雜誌社

妓樓存廢論

右は我國妓樓の存廢の可否を論じ若し之を廢すべしとあらば併て之を廢止するの策を說き若し之を存すべしとして何ほ更に現行の制度を改良するの點ありとせば亦併て之を論ずるに在り而して答案は可存論と可廢論との二種に分ち双方に甲乙の受點者を置くべし卽ち謝資の上甲點を受る者は女學雜誌三十冊を呈し乙點を受る者は同二十冊を呈す

右答文〆切時日を來る六月三十日と定む右日限後に到着する者は乍遺憾點撿の中に收めず

東京新橋日吉町女學雜誌社

特別廣告

田房女學校設立廣告

我備後國甲奴郡田房ハ土地閑靜ニシテ風俗淳朴ナリ余輩特ニ此山間ノ清處ヲトシ女學校ヲ設立セントス其規摸ハ都會ノ有力ナル學校ニ讓ラザランコヲ期ス苟モ愛ヲ部僻ノ不幸ナル女子村會ニ垂レシル、ノ貴婦人靜肅ノ修學ヲ好マル、ノ令孃ハ遐邇手ヲ卒ニ贊ヲ以テ余輩微衷ノ存スル所ヲ大成セシメラレンコヲ切望ニ堪ヘザルナリ女學校ノ教育ノ方法ハ概畧左ノ如シ入校希望ノ貴女ハ女學校ノ都合有之來ル五月二十日迄ニ創立假事務所宛御通知アランコヲ仰ク

概則

一本校ノ精神トシテ期スル所ノモノハ第一ニ有爲ノ女子ヲ養成スルコ第二ニ妻タル婦人ヲシテ有益ナル職業ニ就カシムルコ第三ニ部僻ノ風俗ヲ改良スルコ第四ニ世ノ不幸人ヲ救フコ等ノ要點ニアリ

一特別ノ榮與アル老女師本校ノ校長トナリ萬般ノ教務ヲ管シ德藝優等ナル女師教授ヲ執ル事
但男子ノ校員ヲ置カズ

一本校ノ學制ハ正則變則ノ二科ヲ設ケ正則ハ三ケ年ヲ以テ卒業シ變則ハ大約壹ケ年半ヲ以テ卒業スルモノトス但學科ノ概畧ハ英國和漢學理學算術作文習字畫學家內經濟衛生育兒法女禮式刺繡編物裁縫養蠶西洋音樂琴茶ノ湯挿花洋和製菓等ナリ

一本校ノ寄宿舍ハ當分相當ナル家屋ヲ撰用シ室內ノ締構淸潔閑雅ヲ旨トシ且老熟ナル舍婢ヲ置キ貴婦人令孃ノ寢差閊ナキヲ務ムル事
但本校ノ校長及教師ハ寄宿舍ニアリテ萬事ノ周旋ニ任スルコ

一本校ハ何時ニテモ入校ヲ許ス月謝ハ金壹圓ニシテ寄宿料ハ通例一ケ月金貳圓五十錢トス
但入校ノ時束修金壹圓ヲ要ス

明治二十年四月

備後國甲奴郡田房下市
田房女學校創立假事務所

發起人

遞信省認可

元老院議官中村正直先生題字
獨乙伯林大學講師シウリング先生著
獨乙哲學士久松定弘君譯

女子高等教育論

全一冊定價六十錢

日本橋區上槇町八番地　六合館

西洋裁縫教授書

洋服仕立一切闡解せし附錄あり
洋裝美本一冊一圓特別價金九十錢郵稅四十二錢府內は御報次第配達仕候

東京中橋廣小路町十一番地　野口幾太郎

米歐政典集誌

第二十號四月廿三日發刊

目次

●民主國ノ道德(前號續)　佛國 シュール、バルニー著　日本 中江篤介節譯
●主權ノ解(第十八號續)　英國 レウヰス著　日本 青木匡譯
●世襲政權ノ起原ヲ論ス　獨國 顯理希耳怪爾著　日本 久松定弘譯
●露國主權ノ解(第十八號續)　露國皇族グラドフスキイ著　日本 千葉文爾譯
●所得稅ヲ論ス(第十八號續)　佛國 カシミール、ペリエー著　日本 鈴木恒譯
●工業ニ關スル立法主義ヲ論ス　英國 ゼボンス著　日本 久島惇德譯

發行所　東京々橋區三十間堀貳丁目壹番地　泰山書房

發兌					
四月。	二日	九日	十六日	廿三日	三十日
五月。	七日	十四日	廿一日	廿八日	
六月。	四日	十一日	十八日	廿五日	
七月。	二日	九日	十六日	廿三日	三十日

定價

一册。五錢　郵稅。一錢　(但府內無郵稅)
十册。四十八錢郵稅。十錢　(同前)
半年分　一圓十七錢　府外は　一圓四十三錢
一年分　二圓卅四錢　府外は　二圓八十六錢

廣告

特別廣告は婦女に關する協會會合等の記事を掲ぐるものにて一切無料とす但し紙面半頁分の廣告を掲ぐる場合に右雜誌十部の注文を要し以上半頁分每に十部增の割合と定む

一行一回(廿七字詰)前金拾錢
同　三回以上一割引
同　六回以上二割引
十行以上一割引。二十行以上二割引。四十行以上三割引
但し廣告は不道德なる事物の廣告は謝絶す
物の廣告は社議の上無代價にて引受く
女學に關係ある書籍は一部の寄送を乞ひ相當の廣告をなし且つ本誌に批評すべし

女學雜誌賣捌所

東京神田區淡路町巖々堂○東京之西久保櫻川町萬春堂○東京神田區雉子町開々社支店○同神田區佐柄木町東海堂○同日本橋區新肴町良明堂○同京橋區木挽町壹丁目萬字堂○同本郷區元富士町盛春堂○同本郷區春木町二丁目解明堂　東京本郷四丁目文壽堂○橫濱住吉町角田屋貞○京都四條通小橋へ入澤集光堂○同三條通東洞院西へ入クリスチアンポード○大坂備後町四丁目岡島支店○仙臺國分町十五番地伊勢安雜誌部○宮城縣仙臺大町木村文助○尾張國名古屋本町石版舍○出雲國松江新町盛進堂○廣島縣大手町一丁目早速社○長崎酒屋町虎與號○江州彥根西內大工町新々堂○相州小田原緑町石壽堂○上州高崎田町煥乎堂○勢州松坂家里初枝

發行所　本局　東京京橋區日吉町八番地　女學雜誌社

持主兼編輯　巖本善治
印刷　森田豐

WOMAN'S MAGAZINE.
"JOGAKU ZASSHI."

Price 5 *sen*. By post *yen* 1.43 six months, *yen* 2.86 per annum, in advance.
Edited and published by Y. H. Iwamoto, at The Jogaku-Zasshi Office, No. 8 HIYOSHICHŌ, SHINBASHI, Tōkyō, Japan.

Digitized by Google
Original from
CORNELL UNIVERSITY